

福岡県公報

令和2年10月23日
第146号

目次

告示(第782号-第795号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 八女市道の特定災害復旧等道路工事の施行 (道路維持課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 6
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7

公 告

- 落札者等の公示 (教育庁施設課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8

- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 10

告 示

福岡県告示第782号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
率介薬49	大信薬局 五条店	太宰府市五条二丁目23-2	R2・8・5	居管・予居管
筑紫介薬30	そよかぜ薬局	那珂川市片縄二丁目12-2号	R2・7・1	居管・予居管
筑介薬38	久富調剤薬局	筑後市大字久富863-3	R2・5・26	居管・予居管
田川介訪19	西添田駅前薬局	田川郡添田町大字庄893番地1	R2・7・17	居管・予居管
小居71	集いの家 さなほり	小郡市井上516-1	R2・7・1	小居・予小居
粕介薬109	イオン薬局 福岡店	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192	R2・8・7	居管・予居管

		- 1		
粕介薬146	サクラ調剤薬局 新宮店	糟屋郡新宮町大字原上1576-3	R2・10・1	居管・予居管
福津介薬21	イオン薬局 福津店	福津市日蔭野六丁目16番地の1	R2・8・7	居管・予居管
大野介薬71	イオン薬局 大野城店	大野城市錦町四丁目1番1号	R2・8・7	居管・予居管
筑紫介薬66	イオン薬局 筑紫野店	筑紫野市大字立明寺434-1	R2・8・7	居管・予居管
直介薬75	イオン薬局 直方店	直方市湯野原二丁目1-1	R2・8・7	居管・予居管
田介薬61	加久調剤薬局	田川市大字川宮1478-8	R2・8・24	居管・予居管
遠介薬62	マリン調剤薬局	遠賀郡遠賀町松の本一丁目4番7号	R2・9・1	居管・予居管
粕居58	千鳥橋病院附属粕屋診療所	糟屋郡粕屋町大字仲原2531-1	R2・4・1	訪り・通り・予訪り・予通り
嘉鞍居32	ケアステーションりはなす	嘉穂郡桂川町大字豆田404番地1	R2・6・1	訪介・一号訪

福岡県告示第783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大川支12	大川市地域包括支援センター	大川市大字酒見256-1	R2・5・31

大野介133	なごみ診療所	大野城市乙金二丁目9-6	R2・3・31
田地介145	原医院	田川郡大任町大字今任原2467-2	R2・5・7
大野介歯43	よしだ歯科医院	大野城市大字筒井一丁目5-18	R2・5・31
行介薬62	株式会社安部調剤薬局	行橋市大橋三丁目4-10	R2・5・7
田居189	暖家の丘 訪問看護ステーション彩	田川市大字位登108-1	H29・8・15
田居235	田川新生病院訪問看護ステーション	田川市大字夏吉3638	R2・5・1
朝倉支27	ケアプランサービス 希楽里	朝倉市杷木池田718	R2・8・31
朝倉居90	ヘルパーステーション 希楽里	朝倉市杷木池田718	R2・8・31
遠介薬34	マリン調剤薬局	遠賀郡遠賀町大字今古賀738-25	H15・5・31
田居74	あゆみ田川訪問看護ステーション	田川市新町11-15	H30・8・31

福岡県告示第784号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日

行介薬43	有限むらかみ調剤薬局	あべ調剤薬局	行橋市西宮市四丁目19番5号	R2・5・3
宮居56	中野医院老人デイケア	けいあいクリニック老人デイケア	宮若市宮田4795	R2・4・1
嘉麻居25	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 嘉麻北訪問介護事業所	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 かま訪問介護事業所	嘉麻市上山田502番地6	R2・4・1
直居138	やすなが訪問看護ステーション	りふれる訪問看護ステーション	直方市知古一丁目6番1号	R2・4・1
朝居15	まるごとデイサービス 宝珠の郷	デイサービス 宝珠の郷	朝倉郡東峰村大字福井942-1	R2・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
嘉鞍支4	小竹町地域包括支援センター	鞍手郡小竹町大字勝野3349番地	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1	R2・5・7
行介薬43	あべ調剤薬局	行橋市西宮市四丁目187-10	行橋市西宮市四丁目19番5	R2・5・3
北介福1	特別養護老人ホーム同行園	糟屋郡宇美町障子岳南二丁目14-25	糟屋郡宇美町貴船一丁目2番3号	H31・4・1
粕介福7	ユニット型特別養護老人ホーム同行園	糟屋郡宇美町貴船一丁目601-2	糟屋郡宇美町貴船一丁目2番3号	H31・4・1
宗遠居15	ケアプランセンター ころ遠賀	遠賀郡遠賀町大字虫生津692-6	遠賀郡遠賀町大字虫生津302	H30・7・1
嘉麻居25	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 かま訪問介護事業所	嘉麻市岩崎1143-3 稲築住民センター内	嘉麻市上山田502番地6	R2・4・1
筑紫居133	すたいる	春日市下白水南五丁目100	筑紫野市大字筑紫813-12	R2・7・1
柳介訪2	訪問看護ステーション 花水木	柳川市下宮永町624-8	柳川市下宮永町523番地1	R2・8・1
行居141	リハビリ訪問看護ステーション りふる	行橋市泉中央八丁目18番1号	行橋市大字道場寺1589-1	R2・7・13

大野居35	ライフワンケアセンター	春日市惣利六丁目107	春日市平田台二丁目56メルベージュ春日201号	R2・1・14
-------	-------------	-------------	-------------------------	---------

福岡県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂県道		筑紫野線 太宰府	前	筑紫野市大字山家2026番1先から 筑紫野市大字山家2030番1先まで	11.5 ～ 24.0	37.0
			後	筑紫野市大字山家2026番1先から 筑紫野市大字山家2030番1先まで	11.5 ～ 24.0	

福岡県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年10月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

那 珂	筑紫野 太宰府 線	筑紫野市大字山家2026番1先から 筑紫野市大字山家2030番1先まで
-----	--------------	--

福岡県告示第787号

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第46条第2項の規定により、八女市道の特定災害復旧等道路工事を、次のとおり施行するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第18条の規定において準用する同令第17条第1項の規定により告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

路線名	工 事 の 区 間	工事の開始の日
下辺春・白木線	八女市立花町白木2251番1先から 八女市立花町白木2247番1先まで	令和2年10月23日

福岡県告示第788号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 区域の名称 大里東5丁目
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大里東五丁目、大字大里
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から19号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と19号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号

北九州市門司区大里東五丁目	4255 番 1	1号及び16号
	4255 番 48	2号、4号及び15号
	4212 番 10	3号
北九州市門司区大字大里	4256 番 2	5号及び6号
	4256 番 3	7号、8号及び14号
	4256 番 4	9号から13号まで
北九州市門司区大里東五丁目	4255 番 41	17号
	4255 番 47	18号
	4255 番 39	19号

福岡県告示第789号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 区域の名称 田の浦
- 2 区域の所在地 北九州市門司区田野浦二丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から11号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と11号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
北九州市門司区田野浦二丁目	945番1	1号及び2号
	928番	3号から6号

	927番	7号
	950番4	8号
	965番7	9号
	950番6	10号
	950番8	11号

福岡県告示第790号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字貫字サヤノ元378の1・字エボシ岩379（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第791号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字宝珠山字サコ946、947、950、940・951（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サコ940、951、946・950（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第792号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字吉田字柿ノ子迫2111、2112、2426の2、2426の3、2427の1、2427の2、字柳ヶ谷2440の1、2440の3、2441の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柿ノ子迫2111・2112・2426の2・2426の3・2427の1・2427の2・字柳ヶ谷2440の1・2440の3・2441の5（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第793号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字タカヤ4058、字カケハシ4169、4203

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字タカヤ4058・字カケハシ4169・4203（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第794号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字宮園1829の1、1830の1、1830の2、1982、1995、1997、1998

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第795号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年3月15日農林省告示第250号(2に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

教職員用パソコン賃貸借 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

- (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日

令和2年10月7日

- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

- (2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

161,570,310円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告日

令和2年8月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字旅石字井田230番1、230番2、230番4、230番5及び232番1

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区馬借1-6-15-1503

有限会社八幡総合企画

代表取締役 柳瀬 雅彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市篠原東三丁目206番1、206番4、208番3及び208番15
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市篠原東三丁目14番27号
平野 健治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市津古字東宮原923番1、923番3、923番4、937番1、937番2、938番及び938番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目7番35-505
株式会社佐賀メディカル
代表取締役 梁木 理史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字植木字尾黒181番1及び181番15
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市宮ノ陣町若松1番地の10
株式会社イーエム九州
代表取締役 平井 清二

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年10月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約の名称
O A業務用端末装置賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和2年10月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
38,198,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日

令和2年8月21日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

車両搭載センシング装置を用いた道路情報の取得

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県内の直轄国道	令和2年9月28日から 令和3年2月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内全域	令和2年9月23日から 令和3年1月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

都市計画図基図の更新

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市の一部	令和2年9月1日から 令和3年3月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うきは市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
うきは市（全域）	令和2年10月1日から 令和3年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝倉市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市（全域）	令和2年10月1日から 令和3年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑前町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑前町（全域）	令和2年10月1日から 令和3年2月28日まで